議　第　113 号

沼津市職員の給与に関する条例等の一部改正について

沼津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（沼津市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　沼津市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の２第１項中「 4,700円」を「 5,000円」に、「22,500円」を「24,000円」に、「 7,050円」を「 7,500円」に、「33,750円」を「36,000円」に改める。

第15条の４第２項中「 100分の126.25」を「 100分の128.75」に改め、同条第３項中「 100分の126.25」を「 100分の128.75」に、「 100分の 71.25」を「 100分の 73.75」に改める。

第15条の７第２項第１号中「 100分の106.25」を「 100分の108.75」に改め、同項第２号中「 100分の 51.25」を「 100分の 53.75」に改める。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１　行政職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の等級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700

短時間勤務職員以外の職員										
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900		
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300		
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600		
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900		
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200		

	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					

	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	315,300	366,500							
	87	275,800	315,600	366,900							
	88	276,100	315,900	367,300							
	89	276,400	316,200	367,500							
	90	276,700	316,500	367,900							
	91	277,000	316,800	368,300							
	92	277,300	317,100	368,700							
	93	277,600	317,300	368,900							
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								

	113		323,000							
	114		323,200							
	115		323,500							
	116		323,900							
	117		324,100							
	118		324,300							
	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の２に規定する職員を除く。

別表第２　教育職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の等級	１級	２級	３級	４級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	223,000	270,400	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	413,300	491,700

	9	241,300	280,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	439,200	510,500
	27	272,900	313,700	440,500	511,100
	28	274,100	315,500	441,900	511,800
	29	275,200	317,400	443,300	512,400
	30	276,200	319,300	444,600	513,000
	31	277,300	321,100	446,100	513,600
	32	278,300	322,800	447,600	514,300
	33	279,400	324,500	449,200	514,900
	34	280,500	326,300	450,600	515,500
	35	281,700	328,000	452,200	516,100
	36	283,000	329,700	453,700	516,800
	37	284,200	331,400	455,400	517,400
	38	285,300	333,200	456,900	
	39	286,500	335,000	458,500	
	40	287,600	336,700	460,100	
	41	288,900	338,100	461,600	
	42	289,900	340,000	463,100	
	43	290,900	341,800	464,300	
	44	291,800	343,500	465,500	

	45	292,400	345,300	466,700	
	46	293,200	347,200	468,000	
	47	294,000	348,900	469,200	
	48	294,800	350,700	470,400	
	49	295,500	352,500	471,500	
	50	296,300	354,300	472,700	
	51	297,000	356,000	473,900	
	52	297,800	357,700	475,100	
	53	298,600	359,400	476,300	
	54	299,400	360,800	477,500	
	55	300,100	362,200	478,700	
	56	300,900	363,700	479,900	
	57	301,600	365,300	481,000	
	58	302,200	366,900	481,600	
	59	303,000	368,400	482,100	
	60	303,800	370,000	482,600	
	61	304,500	371,600	483,100	
	62	305,100	373,200	483,700	
	63	305,900	374,800	484,200	
	64	306,500	376,300	484,700	
	65	307,500	377,900	485,200	
	66	308,300	379,500	485,800	
	67	309,000	381,100	486,300	
	68	309,700	382,600	486,800	
	69	310,400	384,100	487,300	
	70	311,100	385,700		
	71	311,800	387,100		
	72	312,500	388,600		
	73	313,200	390,100		
	74	313,900	391,700		
	75	314,600	393,300		
	76	315,200	394,800		
	77	315,800	396,200		
	78	316,500	397,600		
	79	317,200	399,000		
	80	317,800	400,300		

	81	318,400	401,600		
	82	319,000	403,000		
	83	319,700	404,300		
	84	320,400	405,600		
	85	321,100	406,700		
	86	321,900	408,100		
	87	322,600	409,400		
	88	323,200	410,700		
	89	323,900	411,900		
	90	324,700	413,200		
	91	325,400	414,300		
	92	326,200	415,500		
	93	326,700	416,700		
	94	327,400	417,800		
	95	328,100	419,000		
	96	328,800	420,200		
	97	329,400	421,600		
	98	330,000	422,600		
	99	330,800	423,600		
	100	331,500	424,600		
	101	332,300	425,500		
	102	333,100	426,500		
	103	334,000	427,600		
	104	334,800	428,700		
	105	335,400	429,400		
	106	336,200	430,300		
	107	337,000	431,200		
	108	337,800	432,100		
	109	338,400	432,900		
	110	338,800	433,700		
	111	339,100	434,500		
	112	339,600	435,300		
	113	340,100	435,900		
	114	340,500	436,600		
	115	340,900	437,300		
	116	341,300	438,000		

	117	341,800	438,600		
	118	342,300	439,100		
	119	342,700	439,400		
	120	343,200	439,700		
	121	343,700	440,000		
	122	344,100	440,300		
	123	344,500	440,600		
	124	345,000	440,800		
	125	345,500	441,000		
	126	345,800	441,300		
	127	346,100	441,600		
	128	346,400	441,800		
	129	346,600	442,000		
	130	346,900	442,300		
	131	347,200	442,600		
	132	347,400	442,800		
	133	347,600	443,000		
	134	347,800	443,300		
	135	348,000	443,600		
	136	348,300	443,800		
	137	348,600	444,000		
	138	348,800	444,300		
	139	349,100	444,600		
	140	349,400	444,800		
	141	349,600	445,000		
	142	349,800	445,300		
	143	350,100	445,600		
	144	350,300	445,800		
	145	350,600	446,000		
	146	350,800	446,300		
	147	351,100	446,600		
	148	351,400	446,800		
	149	351,600	447,000		
	150	351,800			
	151	352,100			
	152	352,400			

	153	352,600			
	154	352,800			
	155	353,100			
	156	353,400			
	157	353,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		268,200	313,100	376,600	471,600

備考

1　この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で規則で定めるもの並びに教育委員会事務局及び教育機関（高等学校を除く。）に勤務する指導主事に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の等級が３級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、４級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 3,800円を加算した額とする。

別表第３　医療職給料表（第３条関係）

ア　医療職給料表⑴

職員の区分	職務の等級	１級	２級	３級	４級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	430,100	486,900	584,000	632,700
	2	432,800	488,900	590,100	638,500
	3	435,500	490,800	595,200	643,500
	4	438,100	492,700	599,900	647,800
	5	440,600	494,200	604,200	651,800
	6	442,800	495,900	608,500	655,200
	7	444,800	497,700	611,900	658,100
	8	446,900	499,500	614,800	660,800
	9	449,000	501,300	617,300	
	10	450,600	503,000	619,600	
	11	452,200	504,800		
	12	453,800	506,600		
	13	455,400	508,400		
	14	456,900	510,100		
	15	458,400	511,900		
	16	459,800	513,700		

	17	461,200	515,500		
	18	462,700	517,400		
	19	464,200	519,300		
	20	465,600	521,200		
	21	466,900	523,100		
	22	468,400	524,800		
	23	469,800	526,600		
	24	471,200	528,400		
	25	472,600	530,000		
	26	474,000	531,800		
	27	475,300	533,600		
	28	476,600	535,100		
	29	478,000	536,500		
	30	479,300	538,200		
	31	480,700	540,000		
	32	482,100	541,700		
	33	483,400	543,200		
	34	484,700	544,500		
	35	486,000	545,800		
	36	487,400	547,100		
	37	488,800	548,100		
	38	490,400	549,400		
	39	492,000	550,700		
	40	493,500	552,000		
	41	495,100	553,000		
	42	496,300	553,800		
	43	497,300	554,600		
	44	498,300	555,400		
	45	499,100	556,300		
	46	500,000	557,100		
	47	500,900	557,900		
	48	501,700	558,600		
	49	502,400	559,400		
	50	503,100	560,200		
	51	503,800	560,900		
	52	504,400	561,800		
	53	505,000	562,700		

	54	505,700	563,500		
	55	506,300	564,400		
	56	506,900	565,300		
	57	507,200	566,100		
	58	507,800	566,900		
	59	508,400	567,700		
	60	509,100	568,400		
	61	509,500	569,200		
	62	510,100	570,100		
	63	510,800	571,000		
	64	511,500	571,900		
	65	511,900	572,700		
	66	512,500	573,600		
	67	513,100	574,500		
	68	513,600	575,400		
	69	514,100	576,200		
	70	514,600	577,100		
	71	515,100	578,000		
	72	515,600	578,900		
	73	516,000	579,700		
	74	516,500			
	75	516,900			
	76	517,300			
	77	517,800			
	78	518,400			
	79	518,900			
	80	519,300			
	81	519,800			
	82	520,400			
	83	521,000			
	84	521,500			
	85	522,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 386,200	基準給料月額 円 446,500	基準給料月額 円 528,200	基準給料月額 円 636,200

備考　この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400

	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600	
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800	
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100	
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400	
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600	
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800		
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500		
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100		
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500		
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000		
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600		
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200		
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600		
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100		
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600		
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100		
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700		
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200		
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800		
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400		
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900		

	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400			
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800			
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200			
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500			
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000			
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400			
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800			
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200			
	78	274,300	310,800	348,600	370,700				
	79	274,600	311,000	349,000	370,900				
	80	274,800	311,300	349,500	371,200				
	81	275,000	311,600	350,000	371,700				
	82	275,300	311,800	350,300	372,000				
	83	275,600	312,100	350,500	372,300				
	84	275,800	312,400	350,800	372,600				
	85	276,000	312,600	351,200	373,000				
	86		312,800	351,600	373,300				
	87		313,000	351,900	373,600				
	88		313,200	352,200	373,900				
	89		313,600	352,500	374,300				
	90		313,800	352,700	374,600				
	91		314,000	353,100	374,800				
	92		314,200	353,400	375,100				
	93		314,600	353,600	375,400				
	94		314,800	353,900	375,800				
	95		315,000	354,200	376,200				
	96		315,300	354,400	376,600				
	97		315,600	354,600	377,100				
	98		315,800	354,900	377,500				
	99		316,000	355,200	377,900				
	100		316,300	355,400	378,300				
	101		316,600	355,600	378,800				
	102		316,800	355,800					
	103		317,000	356,200					
	104		317,300	356,400					
	105		317,600	356,600					

	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 219,900	円 247,700	円 279,200	円 294,400	円 323,100	円 368,700	円 414,700

備考　この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表(3)

職員の区分	職務の等級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100

	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	

	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
	86	306,200	333,100	371,800	391,500		
	87	306,700	334,100	372,600	392,100		
	88	307,200	335,100	373,400	392,600		
	89	307,600	336,000	374,000	392,900		
	90	308,100	337,000	374,600	393,400		
	91	308,600	338,000	375,200	393,700		
	92	309,100	339,000	375,800	394,000		
	93	309,600	339,800	376,200	394,600		
	94	309,900	340,500	376,600	395,100		
	95	310,400	341,200	377,100	395,600		
	96	310,900	341,800	377,500	396,100		

	97	311,400	342,200	378,000	396,700		
	98	311,900	342,500	378,400	397,200		
	99	312,300	343,000	378,900	397,700		
	100	312,700	343,600	379,300	398,100		
	101	313,100	344,000	379,600	398,700		
	102	313,500	344,500	380,100	399,200		
	103	313,900	345,100	380,400	399,700		
	104	314,200	345,600	380,700	400,200		
	105	314,500	346,000	381,100	400,800		
	106	314,900	346,500	381,600	401,200		
	107	315,300	347,000	382,100	401,700		
	108	315,600	347,500	382,600	402,200		
	109	315,800	347,900	383,100	402,800		
	110	316,100	348,200	383,600			
	111	316,300	348,500	384,100			
	112	316,600	348,800	384,500			
	113	316,900	349,100	384,900			
	114	317,100	349,500	385,300			
	115	317,400	349,800	385,800			
	116	317,600	350,100	386,300			
	117	317,900	350,300	386,700			
	118	318,100	350,600	387,200			
	119	318,400	350,900	387,700			
	120	318,700	351,100	388,200			
	121	319,000	351,300	388,500			
	122	319,300	351,600				
	123	319,600	351,900				
	124	319,900	352,200				
	125	320,100	352,400				
	126	320,300	352,700				
	127	320,600	353,000				
	128	321,000	353,200				
	129	321,200	353,400				
	130	321,500	353,600				
	131	321,800	353,900				
	132	322,200	354,100				

	133	322,400	354,400				
	134	322,700	354,800				
	135	323,000	355,200				
	136	323,300	355,600				
	137	323,500	355,900				
	138	323,800	356,300				
	139	324,100	356,700				
	140	324,400	357,100				
	141	324,600	357,400				
	142	324,900	357,800				
	143	325,300	358,100				
	144	325,600	358,500				
	145	325,800	358,800				
	146	326,000	359,200				
	147	326,300	359,600				
	148	326,600	360,000				
	149	326,800	360,300				
	150	327,000	360,700				
	151	327,300	361,100				
	152	327,600	361,500				
	153	328,000	361,800				
	154	328,200					
	155	328,400					
	156	328,700					
	157	329,000					
	158	329,300					
	159	329,600					
	160	329,900					
	161	330,300					
	162	330,600					
	163	330,900					
	164	331,200					
	165	331,600					
	166	331,900					
	167	332,200					
	168	332,500					
	169	332,900					

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 270,400	円 292,600	円 300,900	円 312,600	円 331,000	円 372,300

備考　この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第２条　沼津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（通勤手当）」を付し、同条第１項第１号中「この条及び次条」を「この条」に改め、同条第２項第２号中「自動車等の片道の使用距離に応じ、支給単位期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、１箇月をいう。以下同じ。）につき、次の表に定める額」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号の表を削り、同条に次の３項を加える。

７　通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

８　通勤手当を支給される職員につき、退職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

９　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条の２及び第10条の３を次のように改める。

第10条の２及び第10条の３　削除

別表第２備考第２項中「11,500円」を「15,400円」に、「 3,800円」を「 7,700円」に改める。

第３条　沼津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「地域手当」の次に「、広域異動手当」を、「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

第９条の３第１項第２号中「同条」の次に「及び第10条の５第７項第２号」を加え、同条を第９条の４とし、第９条の２の次に次の１条を加える。

（広域異動手当）

第９条の３　職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は職員の在勤する

公署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき規則で定めるところにより算定した公署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた公署の所在地と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と公署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と公署との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と公署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る公署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

⑴　300キロメートル以上　100分の16

⑵　60キロメートル以上 300キロメートル未満　100分の８

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして規則で

定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

４　前３項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前３項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前３項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

５　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第２項第２号中「第10条の５第１項」を「第10条の６第１項」に改める。

第10条の４第２項を次のように改める。

２　単身赴任手当の月額は、30,000円とする。

第10条の５を第10条の６とし、第10条の４の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第10条の５　職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして規則で定める場合には、規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

２　転居手当の月額は、43,000円（単身赴任手当支給職員にあつては、 105,000円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて規則で定める額とする。

３　第１項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴

任手当支給職員以外の職員となつたとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは、転居手当を支給することが適当でない場合として規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は、規則で定める。

4　第１項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴つて同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

5　規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住居を移転したものその他第１項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、規則の定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。

6　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

7　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　異動等　公署を異にする異動又は職員の在勤する公署の移転

⑵　特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）

⑶　往来距離　規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

⑷　単身赴任手当支給職員　前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第15条の４第２項中「 100分の128.75」を「 100分の 127.5」に改め、同条第３項中「 100分の128.75」を「 100分の 127.5」に、「 100分の 73.75」を「 100分の72.5」に改める。

第15条の７第２項第１号中「 100分の108.75」を「 100分の 107.5」に改め、同項第２号中「 100分の 53.75」を「 100分の52.5」に改める。

（沼津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第４条　沼津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「地域手当」の次に「、広域異動手当」を、「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

第６条の３を第６条の４とし、第６条の２の次に次の１条を加える。

（広域異動手当）

第６条の３　広域異動手当は、職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき規程で定めるところにより算定した公署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた公署の所在地と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と公署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と公署との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と公署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として規程で定める場合を含む。）は、当該職員に対して当該異動等の日から３年を経過する日までの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る公署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として規程で定める場合は、この限りでない。

⑴　300キロメートル以上　　100分の16

⑵　60キロメートル以上 300キロメートル未満　　100分の８

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　規程で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して規程で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして規程で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、規程の定めるところにより、前２項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

４　前３項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前３項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前３項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

５　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

第７条の３を第７条の４とし、第７条の２の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第７条の３　転居手当は、職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして規程で定める場合には、規程で定める区間の距離。次項において同じ。）が規程で

定める距離以上であるときは、当該職員に対して規程で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条第１項又は第２項の規定により単身赴任手当が支給される間）、支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として規程で定める場合は、この限りでない。

２　前項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつたとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは、転居手当を支給することが適当でない場合として規程で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は、規程で定める。

３　第１項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴つて同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

４　規程で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して規程で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして規程で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住居を移転したものその他第１項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員には、規程で定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。

５　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

６　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　異動等　公署を異にする異動又は職員の在勤する公署の移転

⑵　特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所

であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して規程で定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）

⑶　往来距離　規程で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

⑷　単身赴任手当支給職員　前条第１項又は第２項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第18条の見出し中「等」を削り、同条中「又は育児休業法第18条第１項」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第18条の２　第５条、第６条、第６条の３、第６条の４、第７条の２、第７条の３、第７条の４及び第15条の規定は、育児休業法第18条第１項の規定により採用された職員には適用しない。

第19条第２項及び第19条の２第２項中「第６条の３」の次に「、第６条の４」を、「第７条の３」の次に「、第７条の４」を加える。

（沼津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第５条　沼津市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条の表第15条の11の項中「第９条の３」の次に「、第９条の４」を加え、「及び第10条の５」を「、第10条の５及び第10条の６」に改める。

（沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第６条　沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000

5	677,000
6	790,000
7	923,000

第５条第２項中「 100分の126.25」を「 100分の128.75」に、「 100分の 96.25」を「 100分の 98.75」に、「 100分の106.25」を「 100分の108.75」に、「 100分の 88.75」を「 100分の 91.25」に改める。

第７条　沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「 100分の128.75」を「 100分の 127.5」に、「 100分の 98.75」を「 100分の97.5」に、「 100分の108.75」を「 100分の 107.5」に、「 100分の 91.25」を「 100分の90」と、「総額」とあるのは「総額（所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」に改める。

第５条の２第１項中「第９条の３」の次に「、第９条の４」を加え、「及び第10条の５」を「、第10条の５及び第10条の６」に改める。

第６条第３項中「第６条の３」の次に「、第６条の４」を、「第７条の３」の次に「、第７条の４」を加える。

付　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は令和９年１月１日から、第３条、第４条、第５条及び第７条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（沼津市職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）第15条の２第１項及び別表第１から別表第３までの改正規定に限る。）による改正後の職員給与条例の規定及び第６条の規定（沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第５条第２項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和８年４月１日から、第１条の規定（職員給与条例第15条の２第１項及び別表第１から別表第３までの改正規定を除く。）による改正後の職員給与条例の規定及び第６条の規定（任期付職員条例第５条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月１日から

適用する。

（第２種初任給調整手当に関する特例）

３　令和８年４月１日からこの条例の施行の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における職員給与条例第７条の４第１項の規定の適用については、同項中「当該職員に適用される」とあるのは、「沼津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和８年条例第　号）第１条の規定による改正前の別表第１から別表第３までの給料表を適用するとしたならば当該職員に適用されることとなる」とする。

（給与の内払）

４　第１条の規定による改正後の職員給与条例又は第６条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の職員給与条例又は第６条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の職員給与条例又は第６条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（転居手当に関する経過措置）

５　第３条の規定による改正後の職員給与条例（第１号において「第３条改正後職員給与条例」という。）第10条の５の規定は、次に掲げる職員にも適用する。この場合において、同条第１項中「、当該異動等」とあるのは「、令和９年４月以降、当該異動等」と、「３年間」とあるのは「通算して３年を経過する月までの間」とする。

⑴　令和６年４月２日から第３条の規定の施行の日の前日までの間に異動等（第３条改正後職員給与条例第10条の５第７項第１号に規定する異動等をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第２号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

⑵　第３条の規定の施行の日前に異動等に伴って特定転居元から住居を移転し、職員給与条例第10条の４第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

⑶　その他前２号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員

６　第４条の規定による改正後の沼津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

（第１号において「第４条改正後企業職員給与条例」という。）第７条の３の規定は、次に掲げる職員にも適用する。この場合において、同条第１項中「、当該異動等」とあるのは「、令和９年４月以降、当該異動等」と、「３年間」とあるのは「通算して３年を経過する月までの間」とする。

⑴　令和６年４月２日から第４条の規定の施行の日の前日までの間に異動等（第４条改正後企業職員給与条例第７条の３第６項第１号に規定する異動等をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第２号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

⑵　第４条の規定の施行の日前に異動等に伴って特定転居元から住居を移転し、沼津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第７条の２第１項又は第２項の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

⑶　その他前２号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員

（その他の経過措置の規則等への委任）

７　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則又は規程で定める。

「提案理由」

人事院勧告に倣い、一般職常勤職員等の給与を改定するほか、所要の改正を行うものである。